

新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画に係る認定手続要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画（令和8年4月10日都市計画決定。以下「地区計画」という。）に基づき、地区計画の運用に必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 この地区計画の整備・開発及び保全の方針の実現に資する建築物であるとして認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、島見研究学園都市地区地区計画区域内における建築物認定申請書（別記様式第1号）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

1	理由書	地区計画の整備・開発及び保全の方針の実現に資する理由を記載 (別記様式第2号)
2	1の理由に係る根拠資料	
3	位置図	都市計画図に申請地を示したもの
4	住宅明細図	申請地を示したもの
5	申請地の面積求積図	土地の登記全部事項証明書の地積の合計と異なる場合
6	公図	申請日より3ヶ月以内のもの 法務局から直接交付されたもの コピー可

7	土地の登記全部事項証明書	申請日より3ヶ月以内のもの 法務局から直接交付されたもの コピー可
8	申請者の住民票又は個人番号 カードの写し	法人にあっては登記簿謄本 申請日より3ヶ月以内のもの コピー可
9	現況写真	撮影方向図を添付し、申請敷地の現況 を4方向以上から撮影した写真 申請区域を朱線で明示
10	土地利用計画図、又は配置図	敷地面積、建築面積、延べ面積が明示 された面積表を記載 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内にお ける建築物の位置、申請に係る建築物 と他の建築物との別
11	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途
12	2面以上の立面図	縮尺
13	その他参考となるべき事項を 記載した図書	

第3条 市長は、前条の申請による認定をしたときは、島見研究学園都市地区地区計画区
域内における建築物認定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するもの
とする。

(庁内関係課)

第4条 第2条の申請書提出先は北区役所建設課とする。

2 北区役所建設課は認定における審査の際に都市政策部都市計画課へ合議するものとする。

第5条 この要綱に定めるもののほか、地区計画の区域内における取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

(別記様式第1号)

島見研究学園都市地区地区計画区域内における建築物認定申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画に係る認定手続要綱第2条の規定に基づき、以下のとおり認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 行為の場所

2 建築確認申請予定日 年 月 日

3 行為の着手予定日 年 月 日

4 行為の完了予定日 年 月 日

5 行為の種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更

(1) 建築物に 関する事 項		申 請 部 分	申請以外の部分	合 計
	①敷地面積			m ²
	②建築面積	m ²	m ²	m ²
	③延べ面積	m ²	m ²	m ²
	④用途			
(2) 建築物の 用途変更	①変更部分の延べ面積	m ²		
	②変更前の用途			
	③変更後の用途			

備 考

- 申請者が法人である場合においては、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして必要な事項について記載すること。

(別記様式第 1 号)

添付図書

1	理由書	地区計画の整備・開発及び保全の方針の実現に資する理由を記載（別記様式第 2 号）
2	1 の理由に係る根拠資料	
3	位置図	都市計画図に申請地を示したもの
4	住宅明細図	申請地を示したもの
5	申請地の面積求積図	土地の登記全部事項証明書の地積の合計と異なる場合
6	公図	申請日より 3 ヶ月以内のもの 法務局から直接交付されたもの コピー可
7	土地の登記全部事項証明書	申請日より 3 ヶ月以内のもの 法務局から直接交付されたもの コピー可
8	申請者の住民票又は個人番号カードの写し	法人にあつては登記簿謄本 申請日より 3 ヶ月以内のもの コピー可
9	現況写真	撮影方向図を添付し、申請敷地の現況を 4 方向以上から撮影した写真 申請区域を朱線で明示
10	土地利用計画図、又は配置図	敷地面積、建築面積、延べ面積が明示された面積表を記載 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別
11	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途
12	2 面以上の立面図	縮尺
13	その他参考となるべき事項を記載した図書	

(別記様式第2号)

地区計画の整備・開発及び保全の方針の実現に資する理由書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

島見研究学園都市地区地区計画区域内における建築物認定にあたり、地区計画の整備・開発及び保全の方針の実現に資する理由は以下の通りです。

記

(1) 地区計画の目標より

①周辺環境の配慮していることの理由

根拠資料：

②良好な教育・研究環境が整備された研究学園都市の形成かつ保全に資することの理由

根拠資料：

(2) 土地利用の方針より

③地域特性や環境に配慮していることの理由

根拠資料：

④緑に包まれた研究学園都市の形成に資することの理由

根拠資料：

(別記様式第 2 号)

- ⑤大学の関連施設、研究施設、大学との産学連携施設、主に大学の学生・教職員・大学利用者を目的とした生活利便施設又はレクリエーション施設に該当する理由

建築物の用途

用途の詳細

利用目的

建築主

想定利用者

根拠資料：

(3) 建築物等の整備の方針より

- ⑥各地区の方針に合致することの理由 (☐ A 地区 ☐ B 地区 ☐ C 地区)

根拠資料：

(別記様式第 3 号)

島見研究学園都市地区地区計画区域内における建築物認定通知書

新北建第 号の 2
年 月 日

様

新潟市長
(担当 北区役所建設課)

新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画に係る認定手続要綱第 3 条の規定に基づき、 年 月 日付で申請のあった島見研究学園都市地区地区計画区域内における建築物認定申請書（行為の場所：新潟市北区 ）について、地区計画の整備・開発及び保全の方針の実現に資すると認めたので通知します。

ただし、建築物の用途の制限の審査に適合することを認定したものではありません。建築基準法第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく審査は別途必要となります。本通知書は建築確認申請書に添付してください。